

もくじ

はじめに 2
この本の見方 4

差別はダメって知っている 6

差別ってどんなもの？

「差別」ってなに？ 8
 カテゴリー化と差別 10
 「属性」から生まれる差別はどんなもの？ 12
 身近な差別の芽をさぐろう① 14
 身近な差別の芽をさぐろう② 16
 あからさまな差別と目に見えない差別 18
 差別はなにをもたすの？ 20
 個性を見て、差別をふせぐ 22
 差別を許さない世界的な取り組み 24

障がい者への差別

障がいってどんなもの？ 26
 障がいのない人が「ふつう」なの？ 28
 こころの距離があるのはどうして？ 30
 手話や点字は障がいのある人だけのもの？ 32
 バリアフリーはみんなのもの 34
 過去のできごとから学ぶ①
 旧優生保護法による差別 36
 過去のできごとから学ぶ②
 ハンセン病への差別 38

差別に向き合う
 「思い込み」や「決めつけ」に気づいたら 40

差別的な言動に悩んだときの相談先 42
 用語解説 43
 さくいん 46

この本の見方

事例で気づく

具体例とイラストで差別について考えることができます。



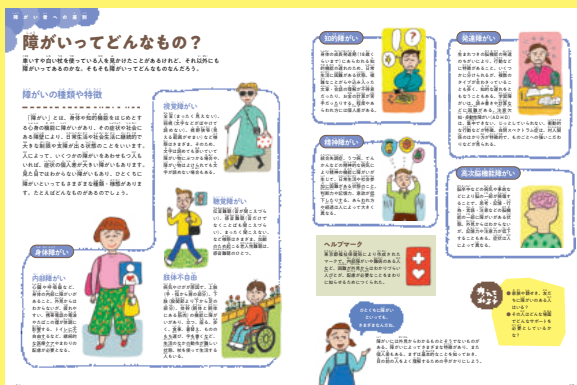
言葉で気づく

会話や思い、イラストで差別について考えることができます。



知識のページ

見やすい一覧で、基本的な情報を知ることができます。



深めるコーナー



考えるきっかけとなる問いかけを掲載しています。

トピック

考えを深めるきっかけとなる話題を掲載しています。

過去のできごとから学ぶ①
 旧優生保護法による差別

関連する歴史的な話題を掲載しています。

身近な差別の芽をさぐろう②

カテゴリー化やレッテルから偏見が生まれるとき、人はその偏見を正当化するために、相手を見下し、傷つける言動をしてしまうことがある。そしてそれは、いじめや暴力につながる。

人を見下して起こる「いじめ」

だれかとかかわるとき、その人の一面だけを見て「自分とちがう」「気が合わない」「ずるい」などと敵対心を抱いたり、「弱い」「からかうとおもしろい」「ふつうじゃない」などと自分が優位に立つ気持ちになることがあるかもしれません。

敵対心にふくまれる「うらやましい」「ねたましい」という感情や、「もっと優位に立ちたい」という気持ち、自分のストレスや不安をどうにかしたい気持ちは、ときに相手への攻撃的な言動となってあらわれることがあります。それはエスカ

レートすると、いじめや暴力につながります。いじめは、他者の尊重と理解の姿勢をおざなりにし、自分のためだけに人を利用する卑劣な行為です。いじめられる側にはなんの非もありません。いじめめる側は、自分に都合のよい理由をつけていじめを肯定し、人を排除したり見下したりします。

その一瞬は、いじめる側が優位に立ったように見えるかもしれませんが、それはまやかに過ぎません。それどころか相手をひどく傷つけたことで自分の人間性をおとしめることになります。



優れた人ってどんな人？

成績がよい、スポーツができる、見た目が整っている、リーダーシップがある……。人より一歩秀でて見える特性や能力は「人気」につながるかもしれませんが、だれでも人から注目されたり、人気者になったりするのはいじめるものではないです。しかし、目に見えてわかりやすい特性や、才能を持っている人だけが素晴らしいわけではありません。

どんなことでも、人にはそれぞれ得意不得意があります。また、得意なことが小さくて自立たないようなことでも、得意なことがないと感じても、人は必ずまわりの人に影響をあたえる力があります。そして、たとえどんなものさしではかろうと、人は一人ひとり平等に価値があります。もって生まれた特徴や特性に本来、優劣はないのです。



かんがえよう

- いじめが起きてしまうのはどうしてなのかな？
- わたしたちが相手のままで尊重され認め合えるためには、どんな取り組みが必要だと思う？
- 自分の得意不得意はなんだと思う？



わたしはおしゃべりで、人に自分の考えを伝えるのが好き。でも、実はいつも迷っている。あおいちゃんに聞いてもらって考えがまとまるよ。

わたしは静かに人の話を聞くのが好き。りこちゃんとはたくさんしゃべっている。自分の考えはいつでも迷いなく言えると思う。

差別を許さない世界的な取り組み

差別が行き着く先は暴力や虐殺、紛争、戦争だ。第二次世界大戦後、世界では、人権に関するさまざまな決まりがつけられた。どんなものがあるんだろう。

だれもが幸せになるための人権に関する条約

「差別」は人が人の自由をうばうことを許し、一部の人だけが得をする社会をつくり、争いごとや紛争や戦争、虐殺（→3巻24ページ）を引き起こす種になります。人と人、国と国どうしの信頼関係をつくるときの、そしてだれもが幸せに生きていくための大きな壁になります。わたしたち人類は長い歴史のなかで、そのことを苦い経験として学んできました。第二次世界大戦の反省により設立された国際連合（国連）により、差別をなくしていくための世界共通の決まりが少しずつつくれ、今も運用されています。

※条約を国会で話し合っって認め、国際的に宣言することを「批准」といい、署名の手順を省略しつつも国際的に正式に宣言することを「加入」といいます。批准や加入をしている国は「締約国」といい、条約の実行と進みぐあいを報告する義務があります。

かんがえよう

- 差別をなくしていくための条約のなかで、あなたの関心が高いものはどれかな？ その条約をくわしく調べてみてね。
- 差別をなくしていくための条約は、日本では今どのように運用されているのかな？

差別を禁止するいろいろな条約

20世紀には、第一次世界大戦、第二次世界大戦というふたつの大きな世界戦争が起こった。この戦争によって多くの人びとが亡くなり、大切な家族や友人、故郷をなくした人が世界中にあふれた。このような悲しいできごとを二度と引き起こさないために、命と人権を守るためのたくさんの決まりができていった。

国際人権規約

基本的人権の尊重の原則を定めた「世界人権宣言」の内容を基本にして、守るべき義務として条約化したもの。国際人権法のあらゆる条約のなかでもっとも基本的で包括的なものである。社会権規約と自由権規約の2つからなる。1966年に国連で採択され、1976年に発効された。日本は1979年に批准した。

女性差別撤廃条約

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

公平な女性の権利保障を目的に女性差別の撤廃を定めた多国間条約。1979年に国連で採択され、1981年に発効された。日本は1985年に批准した。

人種差別撤廃条約

(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

人種のちがいを理由にする差別の撤廃を定めた多国間条約。1965年に国連で採択され、1969年に発効された。日本は1995年に加入した。

子どもの権利条約

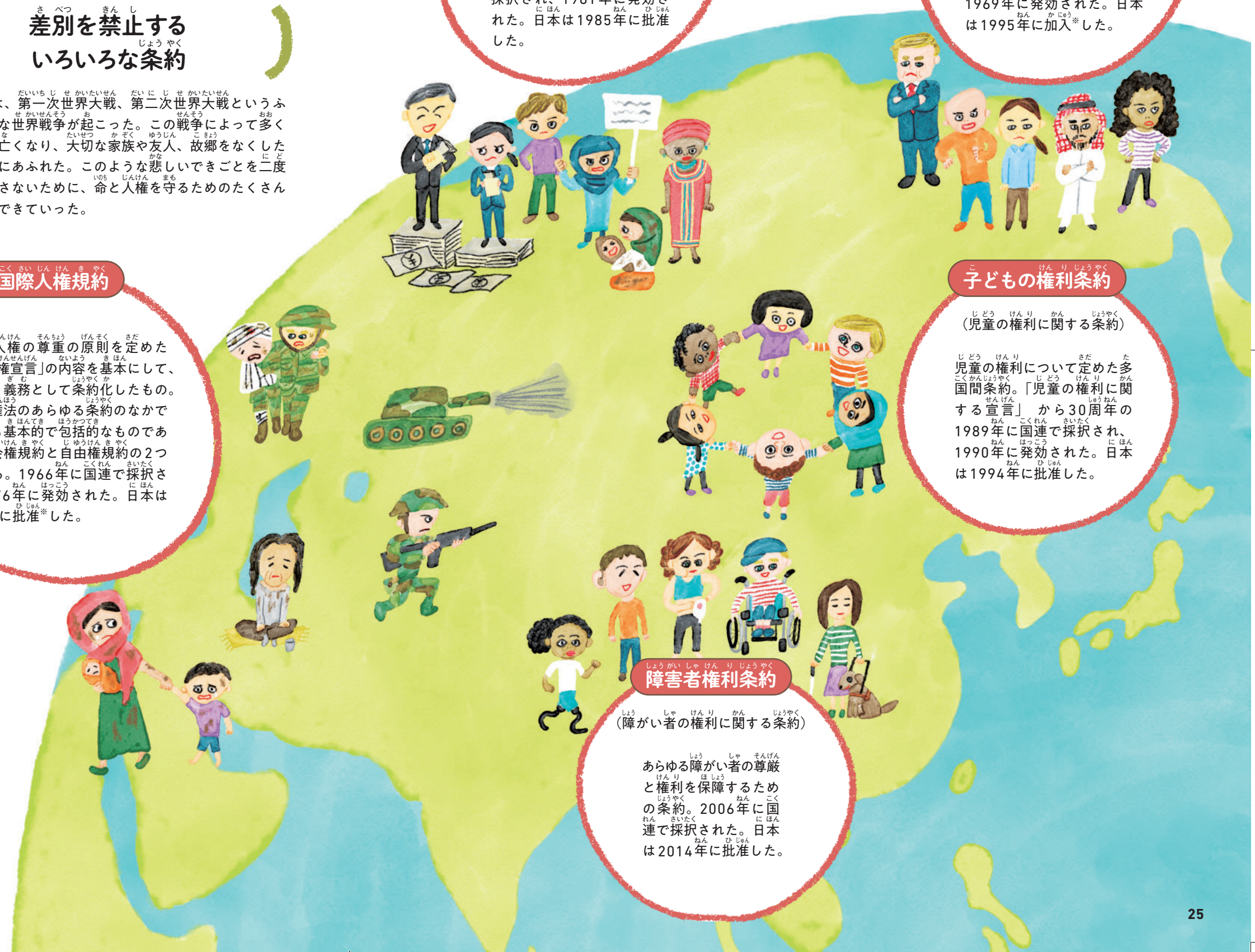
(児童の権利に関する条約)

児童の権利について定めた多国間条約。「児童の権利に関する宣言」から30周年の1989年に国連で採択され、1990年に発効された。日本は1994年に批准した。

障害者権利条約

(障がい者の権利に関する条約)

あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障するため条約。2006年に国連で採択された。日本は2014年に批准した。



障がいってどんなもの？

車いすや白い杖を使っている人を見かけたことがあるけれど、それ以外にも障がいってあるのかな。そもそも障がいってどんなものなんだろう。

障がいの種類や特徴

「障がい」とは、身体や知的機能をはじめとする心身の機能に障がいがあり、その症状や社会にある障壁により、日常生活や社会生活に継続的で大きな制限や支障が出る状態のことをいいます。人によって、いくつかの障がいをあわせ持つ人もいれば、症状の個人差が大きい障がいもあります。見た目ではわからない障がいもあり、ひとくちに障がいといってもさまざまな種類・様態があります。たとえばどんなものがあるのでしょうか。

身体障がい

内部障がい

心臓や呼吸器など、身体の内部に障がいがあること。外見からはわからないが、疲れやすい、携帯電話の電波やタバコの煙が体調に影響する、トイレに不自由するなど、継続的な医療ケアやまわりの配慮が必要となる。



視覚障がい

全盲(まったく見えない)、弱視(文字などがぼやけて読めない)、視野狭窄(見える範囲がせまい)など様態はさまざま。そのため、文字は読めても歩いていて障がい物にぶつかる場合や、障がい物はよけられても文字が読めない場合もある。



聴覚障がい

伝音難聴(音が聞こえづらい)、感音難聴(音だけでなくことばも聞こえづらい)、まったく聞こえない、など様態はさまざま。加齢のため起こる老人性難聴は、感音難聴のひとつ。



肢体不自由

病気やけがが原因で、上肢(手・指から肩の部分)、下肢(股関節より下から足の部分)、体幹(胴体と胴体にある筋肉)の機能に障がいがあり、立つ、座る、歩く、食事、着替え、ものもち運び、字を書くなど、生活のなかの動作が難しい状態。杖を使って生活する人もいます。



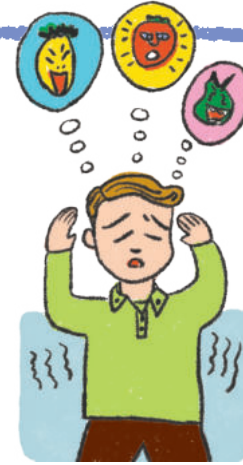
知的障がい

身体の成長発達期(18歳くらいまで)にあらわれる知的機能の遅れのため、日常生活に困難がある状態。複雑なことがらや込み入った文章・会話の理解が不得意だったり、お金の計算が苦手だったりする。程度やあらわれ方には個人差がある。



精神障がい

統合失調症、うつ病、てんかんなどの精神的な病気により精神の機能に障がいが生じて、日常生活や社会参加に困難がある状態のこと。判断力や記憶力、意欲が低下したりする。あらわれ方や経過は人によって大きく異なる。



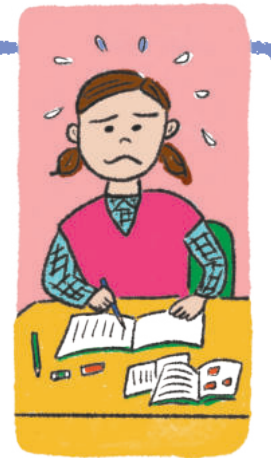
ヘルプマーク

東京都福祉保健局により作成されたマークで、内部障がいや難病のある人など、困難が外見からはわかりづらい人びとが、配慮が必要なことをまわり知らせるためにつくられた。



発達障がい

生まれつきの脳機能の発達の違いにより、行動などに特徴があること。いくつかに分けられるが、複数のタイプが合わさっていることも多く、知的な遅れをとまなうこともある。学習障がいは、読み書きや計算などに困難がある。注意欠如・多動性障がい(ADHD)は、集中できない、じっとしていられない、衝動的な行動などが特徴。自閉スペクトラム症は、対人関係のはかり方が特徴的で、ものごとへの強いこだわりなどがみられる。



高次脳機能障がい

脳卒中などの病気や事故などにより脳の一部が損傷することで、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障がいがある状態。外見からはわからないが、記憶力や注意力が低下することもある。症状は人によって異なる。



考えてみよう

- 家族や親せき、友だちに障がいのある人はいる？
- その人はどんな場面でどんなサポートを必要としているかな？

ひとくちに障がいといっても、さまざまなんだね。



障がいには外見からわかるものとそうでないものがある。障がいによってさまざまな特徴があり、また個人差もある。まずは基本的なことを知っておき、目の前の人をよく理解するための手がかりにしよう。

手話や点字は障がいのある人だけのもの？

障がいのある人とのコミュニケーション方法のひとつに手話や点字がある。考えてみると、これは日本語を別の言語に翻訳するのと同じかもしれない。

手話や点字はひとつの言語

わたしたちはふだん、日本語で人と会話したり文字を読んだり、声や耳、目を使って情報のやりとりをおこなっています。すなわち、音声言語や視覚言語（文字言語）をつかって生活をしているということです。でもじつは言語には、音声や文字のほかにも、手話や口話など身体や表情の動きを使うもの、点字など触覚を使う身体言語があります。たとえば日本で生まれ育った多くの人にとっては「日本語」が母語になりますが、手話で

コミュニケーションを取るろう者（耳がまったく聞こえない人）にとっては、手話こそが「母語」といえるものです。

しかし日本では、音声言語や文字言語以外の情報が圧倒的に少なく、目や耳に不自由がある人にとって、社会参加が完全に保障されているとはいえません。たとえば耳や目が不自由な人にとって、日常の社会はどんなふうに見えているのでしょうか。



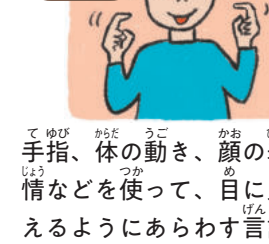
多様な言語が世界を広げる

手話や点字などは目や耳が不自由な人にとって、自分の思いを表現し、人と関係を育み、情報や文化・芸術を受け取るための重要な言語です。そして目や耳に不自由がない人にとっても、障がいのある人との関係をつなぐ大切なツールです。

手話も点字も基本的にそれぞれの国のことばに合わせたものがあり、手話には国際手話という世界共通のものもあります。

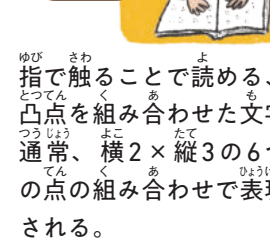
ただ、耳が不自由な人のなかにも難聴の人がいたり、目が不自由な人のなかにも弱視の人がいたり、あられ方もコミュニケーション手段も人によってさまざまです。耳が不自由だからといって必ず手話を使うわけでも、目が不自由だからといって必ず点字を使うわけでもありません。指文字、筆談、ジェスチャー、ときにはスマートフォンやタブレットなど、多彩なコミュニケーション手段を学び使うことで、わたしたちの世界や可能性は広がっていきます。

手話



手話とは、手の動き、顔の表情などを使って、目に見えるようにあらわす言語。

点字



指で触ることで読める、凸点を組み合わせた文字。通常、横2×縦3の6つの点の組み合わせで表現される。

指文字



手指のかたちを文字言語に対応させたもの。一文ずつ表現される。

口話



くちびるの動きによってことばを表現・理解する方法。

筆談



文字や絵を書いてやりとりする方法。

ジェスチャー



身ぶり手ぶりの表現。

トピック

改正障害者基本法と手話言語法

障害者権利条約（→25ページ）のなかで、大多数の人が使っている音声言語とともに、手話も言語にふくむと示されました。日本でも、障害者基本法の改正（2011年）により、言語には手話をふくむと明記されました。

手話は昔からありますが、過去には、ろう児に日本語（口話法）を獲得させるため、ろう学校で手話が禁止されていた時代もありました。そのようにろう者が尊厳を傷つけられ、社会から排除されてきた歴史もあり、手話は障害者福

祉の施策としてだけでなく、文化であり言語だという理解が求められてきた背景があります。

フィンランドなどの欧米諸国では、手話をひとつの言語として認知し保護するために「手話言語法」という法律を定めています。たとえば、ろう児に手話を学ぶ機会を保障したり、手話通訳がより活用されています。一方で、アジア諸国は「手話言語法」の制定が遅れていて、早い制定が望まれています。